



庄原市子育て世代包括支援センター（愛称：ほのぼのネット）は、安心して妊娠・出産・子育てができるように、さまざまな相談に応じ、必要な情報・サービスの提供を行います。このページで皆さんに子育てに関する情報をお伝えします。

## 令和3年度 保育所などの入所申し込み

令和3年4月から、保育所などの利用を新たに希望する方は、「子どものための教育・保育給付の支給認定申請」を行い、「保育を必要とする認定」を受ける必要があります。また、すでに保育所に入所している方で、継続入所を希望する方は利用申請の手続きが必要です。

### 受付期間

11月16日(月)～12月18日(金)  
※期間内に申し込みがなかった場合、5月以降の入所となる場合があります。

### 【保育所】 (令和2年11月現在)

| 地域 | 施設名    | 受け入れ年齢 | 電話番号         |
|----|--------|--------|--------------|
| 庄原 | 庄原※    | 6カ月から  | 0824-72-0317 |
|    | 高      | 1歳から   | 0824-72-2277 |
|    | 峰田     | 1歳から   | 0824-78-2814 |
|    | 敷信みのり※ | 6カ月から  | 0824-72-0828 |
|    | 三日市※   | 6カ月から  | 0824-72-3917 |
|    | 七塚     | 1歳から   | 0824-74-1039 |
|    | 山内     | 1歳から   | 0824-74-0400 |
|    | 庄原北※   | 6カ月から  | 0824-72-2800 |
|    | 永末     | 3歳から   | 0824-72-3517 |
| 西城 | 西城※    | 6カ月から  | 0824-82-2931 |
| 東城 | 東城※    | 6カ月から  | 08477-2-2070 |
|    | 田森     | 1歳から   | 08477-2-3674 |
| 口和 | みどり園   | 6カ月から  | 0824-87-2646 |
|    | 聖慈     | 6カ月から  | 0824-87-2624 |
| 高野 | 高野※    | 6カ月から  | 0824-86-2027 |
| 比和 | 比和     | 6カ月から  | 0824-85-2608 |
| 総領 | 総領※    | 6カ月から  | 0824-88-2701 |

開所時間は7時30分～18時30分(月～土曜日)  
※の保育所は延長保育が可能(19時30分まで)  
永末は土曜日のみ13時まで

### 【認定こども園】 (令和2年11月現在)

| 地域 | 施設名     | 開所時間(月～土曜日)                                      | 受け入れ年齢 | 電話番号         |
|----|---------|--|--------|--------------|
| 東城 | 小奴可こども園 | 2号・3号認定(保育認定)<br>7時20分～18時50分<br>(土曜日のみ17時30分まで) | 3カ月から  | 08477-5-0031 |
|    |         | 1号認定(教育認定)<br>8時30分～14時                          | 3歳から   |              |

### 【地域型保育事業】 (令和2年11月現在)

| 地域 | 施設名      | 開所時間(月～土曜日)                              | 受け入れ年齢 | 電話番号          |
|----|----------|--|--------|---------------|
| 庄原 | 光寿保育園    | 7時30分～18時30分<br>※月～金曜日のみ延長保育あり(19時30分まで) | 6カ月～2歳 | 0824-74-0530  |
|    | タンネの森    | 7時30分～18時<br>※延長保育あり(19時まで)              | 6カ月～2歳 | 080-6268-0606 |
| 東城 | ぽんぽこ山保育園 | 7時30分～18時30分                             | 6カ月から  | 08477-4-0501  |

### 手続き方法

- 新規入所  
提出書類を下記の受付窓口へ提出し、申し込みをしてください。
  - 継続入所  
現在入所中の保育所を通じて書類を配布します。下記の受付窓口、または保育所へ提出してください。
- 提出書類**
- ①支給認定申請書兼利用申請書(児童1人につき1部)
  - ②保育を必要とする理由の分かる書類
  - ▼就労など：勤務証明書、就労申立書
  - ▼妊娠・出産：母子健康手帳の写し
- 下記の受付窓口で配布しています。また市のホームページからもダウンロードできます。

- ▼疾病・障害：診断書、身体障害者手帳などの写し
  - ▼介護など：介護・看護申立書
  - ▼就学：在学証明書など
  - ▼求職活動：求職活動申立書
- ※保育の必要性の認定を受けることができるのは、児童の保護者(父母)のいずれもが保育を必要とする事由に該当し、保育の利用が必要と認められる場合です。

※1号認定(教育認定)の場合、提出書類②は不要です。(ただし、預かり保育を利用する場合は、保育の必要性の認定を受けることが必要です)

**受付窓口・問い合わせ**  
児童福祉課児童福祉係  
☎0824・73・1192  
各支所地域振興室・市民生活室